

地方公務員健康状況等調査票 記入要領

- ・調査票の数字記入欄又は○印を付す欄は、他の文字などを記入しないようお願いします。
また、調査票の項目や記入欄は、変更しないでください。
- ・調査票の電子データは、当協会ホームページに掲載しています。回答にあたっては、電子データで回答くださいますようお願いします。(URL <http://www.jalsha.or.jp/tyosa/download>)
- ・調査票は、指定された期日までに、ご回答くださいますようお願いします。

I 健康診断等の実施状況及び結果に関する調査

- ・貴職において把握している部局等の職員に関するものを記載してください。
- ・労働安全衛生法に基づき又は準じて一般職の地方公務員を対象として実施している健康診断、人間ドック等の検査項目等について回答してください。
ただし、警察職員、消防職員及び教育職員（教育公務員特例法に該当する職員）は除きます。
- ・調査対象は平成29年度とします。
- ・地方公共団体が実施しているもののほか、共済組合、職員互助会等が地方公共団体と連携して実施しているものについても回答してください。
- ・部局等によって検査項目が異なる場合には、首長部局又は本庁職員に関するものを記載してください。
- ・次の事業は除いてください。
 - ①健康診断の二次検査又は精密検査として実施するもの
 - ②配置換えの際の健康診断
 - ③特定業務従事職員等を対象とする特殊健康診断等

1 一般健康診断の法定検査項目の実施状況及び結果、並びに二次健康診断の実施状況

- (1) 次の健康診断について、雇入時及び25歳・40歳時点（全年齢で実施している場合も含む）において実施している法定検査項目の欄に○印を付してください。
- ①労働安全衛生規則第43条に基づく雇入時健康診断
(注)「雇入時健康診断」とは、常時使用する職員の採用の直前又は直後に行う健康診断で、適正配置及び採用後の健康管理の基礎資料とするものです。採用選考時の健康診断とは異なりますのでご注意ください。
雇入時健康診断について、労働安全衛生規則第43条ただし書の規定により、医師による書面をもってこれに代えている場合も同様に○印を付してください。
- ②労働安全衛生規則第44条に基づく定期健康診断（一般定期健康診断）
③「他覚症状の有無の検査」とは、視診、聴診、打診、触診といった医師の感覚による検査のこととを指します。記入漏れのないようにお願いします。

- (2) 上記(1)②の一般定期健康診断の実施結果について、次により記載してください。
- ・「対象者数A」は、各検査項目の対象職員数とします。
※(1)における年齢時のみでなく、全職員（年齢）数を対象としてください。
 - ・「受診者数B」は、実際に各検査項目を受診した職員数とします。
 - ・「有所見者数C」は、各検査項目を受診した結果が「所見なし」及び「異常なし」以外と判定された職員数とします。
なお、「腹囲計測」、「喫煙歴の聴取」、「服薬歴の聴取」の「有所見者数C」は次に該当する者を

計上して下さい。

「腹囲計測」…男性 85 cm、女性 90 cm以上者の者

「喫煙歴の聴取」…喫煙歴がある者

「服薬歴の聴取」…服薬歴がある者

- ・「要精密検査者数D」は、各検査項目を受診した結果、さらに精密検査が必要と判定された職員数とします。
- ・「定期健康診断受診者数E」は、当該年度の一般定期健康診断を受診した職員数とします。
(注) 各検査項目の受診者数の合計ではなく、1人が複数の検査項目を受診した場合であっても1人と数えます。
- ・「所見のあった者の数F」は、一般定期健康診断の法定検査項目のいずれかが有所見であった者（「他覚所見」のみの場合や「腹囲計測」、「喫煙歴の聴取」、「服薬歴の聴取」を除く）の人数とします。
(注) 1人が複数の検査項目で所見があっても、所見のあった者の人数は1人と数えます。
- ・「要医療・医療中の者数G」は、「要医（治）療」又は「医（治）療中」とされている職員数とします。

「貧血検査」「肝機能検査」「血中脂質検査」に係る「有所見者数C」及び「要精密検査者数D」については、下記の例により記載してください。

(例) 「肝機能検査」について、「GOT」、「GPT」及び「γ-GTP」のいずれかが「有所見」とされたケースは「有所見」として集計してください。ただし、1人が複数の検査項目で有所見とされても1人と数えます。

また、貴職の集計上、検査項目ごとに有所見者数を把握している場合は、各検査項目の中で最も「有所見率」の値が大きいものを記載してください。

(3) 労働者災害補償保険法による二次健康診断と同様の二次健康診断実施状況

労働者災害補償保険法による二次健康診断等給付制度と同様の考え方による二次健康診断の対象者の有無及び実施状況について、該当する欄に○印を付してください。

また、実施団体については「対象者数H」「受診者数I」を記入してください。

(注) 通常行われている二次検査や精密検査は該当しません。

●労働者災害補償保険法（第26条）に基づく二次健康診断等給付制度について

二次健康診断等給付は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のうち、直近のものにおいて①血圧の測定、②血中脂質検査、③血糖検査、④肥満度の測定のすべての項目に異常の所見があると診断された者が、以下の二次健康診断及び特定保健指導を、本人の負担なく労災保険の保険給付で受けることができる制度（平成13年4月から実施）です。

また、事業者は二次健康診断の対象となる職員を把握し、当該職員に対して、二次健康診断の受診を勧奨することとされています。（健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針）
給付内容

《二次健康診断》	《特定保健指導》
○空腹時血中脂質検査	○栄養指導
○空腹時の血中グルコース量の検査（空腹時血糖値検査）	○運動指導
○ヘモグロビンA1c検査（一次健康診断にて実施した場合を除く）	○生活指導
○負荷心電図検査又は胸部超音波検査（心エコー検査）	
○頸部超音波検査（頸部エコー検査）	
○微量アルブミン尿検査	

2 定期健康診断の法定検査項目以外の検査項目及び生活習慣病予防検診等の検査項目の実施状況

- (1) 上記1の一般定期健康診断及びこれに準じて独自に実施している生活習慣病予防検診等（生活習慣病検診、指定年齢検診等）における検査項目のうち、該当する欄に○印を付してください。ただし、人間ドックで実施しているものは除いてください。
- (2) 特定年齢（層）又は希望者のみを対象としているものについても回答してください。

3 がん検診等の実施状況及び結果

- (1) 定期健康診断に準じて独自に実施している各種がん検診のうち、該当する実施主体欄に○印を付してください。ただし、人間ドックで実施しているものは除いてください。
- (2) 「職員互助会等」とは、「職員互助会」「厚生会」等、名称の如何を問わず、職員の福利厚生を目的として設置された互助組織をいいます。
- (3) 希望者のみを対象としているものについても実施しているものとみなしますので回答してください。
なお、「40歳以降隔年で実施する」「50歳以上の職員に対し実施する」などの特定年齢（層）が対象で選択肢のいずれにも該当しない場合は、「その他」欄に○印を付し、下欄に対象となっている年齢を具体的に記入してください。
また、対象年齢欄の○印は、各該当検査種類に対して、1つしか付せませんので注意してください。
- (4) 上記1の定期健康診断と同時に実施しているものには、該当する欄に○印を付してください。
- (5) 「要精密検査及び要医療の合計の割合」は、「要精密検査」又は「要医療」のいずれかと判定された職員数の合計を各検査の受診者数で除した率%（小数点第3位以下を四捨五入）とします。「要精密検査」及び「要医療」の判定には、がん以外の疾病と判定されたものも含めてください。

4 人間ドックの実施状況

- (1) 人間ドック（主として健診機関、病院等で受診するものをいう。）の実施状況について、回答してください。
- (2) 希望者のみを対象としているものについても実施しているものとみなしますので、回答してください。
- (3) 費用負担については、本人負担以外の費用負担主体に○印を付してください。また、負担割合・金額等の記入は不要です。
- (4) 対象年齢について、「40歳以降隔年で実施する」「50歳以上の職員に対し実施する」などの特定年齢（層）が対象で選択肢のいずれにも該当しない場合は、「その他」欄に○印を付し、下欄に対象となっている年齢を具体的に記入してください。
また、対象年齢欄の○印は、各該当種類に対して、1つしか付せませんので注意してください。

5 過重労働者に対する健康障害防止を目的とした面接指導等の実施状況

- (1) 過重労働者の健康障害防止を目的とした面接指導等の実施状況について回答してください。
- (2) この調査は、法定外労働時間数と面接指導等の実施状況に着目した調査であり、職員の申出により面接指導等を実施している場合についても、実施しているものとみなします。（面接指導等の実施の対象となる制度について回答してください。）ただし、所属長ヒアなど過重労働の当人が対象でないものは除いてください。

- (3) この調査の「面接指導等」には、医師による面接指導のみならず、保健師等による「面接指導に準ずる措置」を含みます。
- (4) 「法定外労働の時間数」欄における「1月あたり100時間を超えた者」「1月あたり99～81時間を超えた者」「1月あたり80時間を超えた者」「1月あたり79～46時間を超えた者」「1月あたり45時間を超えた者」欄の○印は、該当箇所に対して、1つしか付せませんので注意してください。
- なお、「2～6カ月平均80時間を超えた者」「その他」「対象者がいない」「実施していない」欄に該当する場合は、これによらず、別に○印を付してください。

II 長期病休者の状況

- ・貴職において把握している「長期病休者の状況」について回答してください。
- ・対象職員は一般職の地方公務員で、貴職が長期病休者の状況について把握している部局の職員とします。ただし、警察職員、消防職員及び教育職員（教育公務員特例法に該当する職員）は除きます。
- ・調査期間は平成29年度とします。（暦年で調査している団体は暦年でも可。）「調査期間」欄に、年度（暦年で調査している団体は年）を記載してください。
- ・長期病休者とは、公務災害又は通勤災害によるものと認定された者も含め、疾病等により、年次有給休暇、病気休暇及び休職等休業の種類を問わず、休業30日以上又は1か月以上の療養者とします。
ただし、前記の方法で把握できない場合は各団体の取扱いの方法によってください。
- ・長期病休者の状況について、疾病分類ごとに男女別の長期病休者数を記載してください。
- ・疾病の分類は、別表1「疾病分類表」のとおりとします。
- ・「対象部局」欄には、貴職が長期病休者の状況について把握している部局名をすべて記載してください。
- ・「対象部局の総職員数」欄には、「対象部局」欄に記載した部局の総職員数を、必ず男女別に記載してください。

(別表1)

疾 病 分 類 表

分類	傷病名	分類	傷病名
① 感染症及び寄生虫症	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ、チフス、赤痢、食中毒 ・肺結核及びその他の結核 ・ヘルペスウイルス感染症、水痘、麻疹 ・真菌症 ・破傷風、トラコーマ、ポリオ ・ウイルス肝炎 ・その他の感染症及び寄生虫症 	⑩ 呼吸器系の疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・急性鼻咽頭炎(かぜ)、急性喉頭炎及び気管炎 ・肺炎 ・急性気管支炎 ・慢性気管支炎、肺気腫 ・喘息 ・その他の呼吸器系の疾患
② 新生物	<ul style="list-style-type: none"> ・悪性新生物 (がん、ホジキン病、白血病) ・良性新生物 (脂肪腫、血管腫、子宮平滑筋腫) ・その他の新生物 	⑪ 消化器系の疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・う蝕(虫歯) ・歯肉炎及び歯周疾患、歯髓炎 ・胃潰瘍、十二指腸潰瘍 ・胃炎及び十二指腸炎 ・肝不全、慢性肝炎、肝線維症及び肝硬変 ・虫垂炎、クローン病、潰瘍性大腸炎、腸閉塞 ・腹膜炎、胆石症、胆のう炎 ・痔核 ・その他の消化器系の疾患
③ 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	<ul style="list-style-type: none"> ・貧血 ・紫斑病、サルコイドーシス ・その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害 	⑫ 皮膚及び皮下組織の疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚及び皮下組織の感染症 ・水疱症 ・皮膚炎 ・その他の皮膚、皮下組織の障害
④ 内分泌、栄養及び代謝疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・甲状腺腫、甲状腺中毒症、甲状腺炎 ・糖尿病 ・その他の内分泌、栄養及び代謝疾患 	⑬ 筋骨格系及び結合組織の疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性関節リウマチ、痛風、関節炎 ・変形性脊柱障害、脊椎障害 ・骨粗しょう症、成人骨軟化症 ・滑膜炎及び腱鞘炎、骨髓炎 ・その他の筋骨格系及び結合組織の疾患
⑤ 精神及び行動の障害	<ul style="list-style-type: none"> ・統合失調症 ・躁うつ病 ・神経症性障害 ・アルコール依存症、精神障害 ・その他の精神及び行動の障害 	⑭ 腎尿路生殖器系の疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・腎炎、ネフローゼ症候群 ・腎不全 ・乳房及び女性性器の疾患(卵管炎及び卵巣炎、女性性器のポリープ) ・尿路結石症 ・男性性器の疾患(前立腺肥大(症)) ・その他の腎尿路生殖器系の疾患
⑥ 神経系の疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・髄膜炎 ・脳炎、脊髄炎及び脳脊髄炎 ・パーキンソン病、多発性硬化症 ・てんかん、片頭痛 ・自律神経系の障害 ・その他の神経系の疾患 	⑮ 妊娠、分娩及び産じょく	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮外妊娠、流産 ・妊娠中毒症 ・その他の妊娠、分娩及び産じょく
⑦ 眼及び付属器の疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・白内障、結膜炎、角膜炎 ・網膜剥離及び裂孔、緑内障 ・その他の眼及び付属器の疾患 	⑯ 症状、徵候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・腹痛及び骨盤痛 ・黄疸 ・めまい感 ・不明熱 ・頭痛
⑧ 耳及び乳様突起の疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・外耳炎、中耳炎 ・耳管炎及び耳管閉塞 ・耳硬化症、前庭機能障害 ・その他の耳及乳様突起の障害 	⑰ 損傷、中毒及びその他の外因の影響	<ul style="list-style-type: none"> ・骨折、脱臼、捻挫及びストレイン ・熱傷及び腐食 ・表在損傷、開放創 ・自然開口部からの異物侵入 ・処置の合併症 ・その他の損傷、中毒及びその他の外因の影響
⑨ 循環器系の疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・高血圧性心疾患、高血圧性腎疾患 ・狭心症、心筋梗塞 ・リウマチ熱、リウマチ性心疾患、心筋症、不整脈、心不全 ・脳梗塞 ・脳血管疾患、くも膜下出血、脳内出血 ・肺塞栓症、動脈瘤、静脈瘤 ・低血圧(症) ・その他の循環器系の疾患 		

III 在職職員の死亡状況に関する調査

- ・貴職において把握している「在職職員の死亡状況」について回答してください。
- ・対象職員は一般職の地方公務員で、貴職が在職職員の死亡状況について把握している部局の職員とします。
ただし、警察職員、消防職員及び教育職員（教育公務員特例法に該当する職員）は除きます。
- ・調査期間は平成29年度とします。（暦年で調査している団体は暦年でも可。）「調査期間」欄に年度（暦年で調査している団体は年）を記載してください。
- ・調査は男性と女性に分けて集計し、それぞれ男女別の調査票に記載してください。
- ・「対象部局」欄には、貴職が在職職員の死亡状況について把握している部局名をすべて記載してください。
- ・「死亡事例の有無」欄には、在職職員に死亡者がいた場合は「有」に、死亡者がいない場合は「無」に○印を付してください。
- ・「対象部局の総職員数」欄には、「対象部局」欄に記載した部局の総職員数を年齢区分別に記載してください。

在職職員に死亡者がいない場合でも「対象部局の総職員数」欄（年齢区分別の職員数）は必ず記載してください。

- ・在職職員の死亡状況について、死因別、年齢区分別に死亡者数を記載してください。
- ・死因の種類は、別表2「死因の種類」のとおりとします。
- ・対象事例には、公務災害、通勤災害と認定されたものも含めてください。

IV 回答について

- ・調査結果の取りまとめについては、各団体から回答頂いたデータをそのまま集計いたします。調査票は、セルの結合等の様式の変更はしないで下さい。
- ・調査票は、当協会ホームページからダウンロードしてご利用ください。
URL <http://www.jalsha.or.jp/tyosa/download>

(別表2)

死因の種類

調査票の区分			死因分類
死因 (病類)	病死	悪性新生物	食道
			胃
			結腸
			直腸
			肝
			脾
			肺
			乳房
			子宮
			卵巣
			白血病
			その他
	死	糖尿病	糖尿病
		心疾患	慢性リウマチ性心疾患、急性心筋梗塞、その他の虚血性心疾患、慢性非リウマチ性心内膜疾患、心不全、その他の心疾患
		脳血管疾患	くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、その他の脳血管疾患
		肺炎及び気管支炎	肺炎、気管支炎、肺気腫、喘息
		肝疾患	肝硬変、その他の肝疾患
		腎疾患	腎炎、ネフローゼ症候群、腎不全
		その他	
	災害死	不慮の事故	不慮の事故、有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露
		自殺	自殺
		その他	